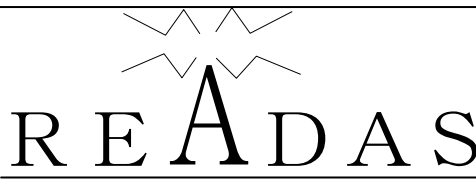


第 5005 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務調査、パソコンデータの留置き

Q：税務調査でパソコンのデータなどを帰って帰られることもありますか？機密文書なので持ち出しは禁止しているのですが、どうなのでしょう。

A：持ち帰ることもあります。

【解説】

税務調査で帳簿書類等を持ち帰ることを「留置き」といい、次のように規定されています。

- ①質問検査等の相手方となる者の事務所等で調査を行うスペースがなく調査を効率的に行うことができない場合
- ②帳簿書類等の写しの作成が必要であるが調査先にコピー機がない場合
- ③相当分量の帳簿書類等を検査する必要があるが、必ずしも質問検査等の相手方となる者の事業所等において当該相手方となる者に相応の負担をかけて説明等を求めなくとも、税務署や国税局内において当該帳簿書類等に基づく一定の検査が可能であり、質問検査等の相手方となる者の負担や迅速な調査の実施の観点から合理的であると認められる場合など、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する。そして、電磁的記録そのものを提出いただく必要がある場合には、USBなどにコピーをお願いする場合もあるとしており、調査終了後には、確実に廃棄(消去)するとしています。

